

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長代理	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請についての整理番号4-1について、9月22日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字原市場字柳瀬地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、道路の法面保護の為に適切に維持管理されております。</p> <p>周囲の状況ですが、東西および南側は宅地に囲まれており、北側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する宅地に居住する個人です。</p> <p>申請人は、現在居住する宅地の接道をとるべく敷地出入口及び建物敷地として利用したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっております。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請は造成等を伴わないため必要経費は生じません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。

6番

特段ありません。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

4番

当該地はいつから現況の様相だったのでしょうか。

事務局

昭和23年以前から現況のまま維持されていたようです。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長代理	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、9月22日に大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字原市場字柳瀬地内でございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に保全管理されています。</p> <p>周囲の状況ですが、西側及び南側は河川に接し、東側は宅地に接しており、北側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、申請地に隣接する宅地に居住する世帯主の子です。</p> <p>申請人は、結婚を機に手狭な現住所から分家住宅を建築すべく土地選定し、申請地を住宅敷地として利用したく申請をするものです。</p> <p>申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっております。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第</p>

1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。

6番

特段ありません。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

4番

申請地の形状が不整形ですが、これは接道要件を満たすための形状ですか。

事務局

ご指摘のとおりです。

3番

申請に伴い、分筆されたのですか。

事務局

ご指摘のとおりです。

3番

申請地の南側に隣接した農地の管理は誰がされていますか。

事務局

譲受人の親である譲渡人の所有地であり、将来的には譲受人が管理する事になります。

議長	その他、何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。
	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私です。代わって綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、9月22日に吉田勝紀委員及び内野博司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。
	申請地は大字上畑字中堂地内でございます。
	農地の現況ですが、適切に保全管理されております。
	周囲の状況ですが、周囲は貸渡人所有の農地であり、申請内容についても一時転用である為、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。
	以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。
	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。
	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
	現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。
	申請人は、携帯電話基地局の移設工事を申請地隣接地で請け負う法人です。
	申請人は、携帯電話基地局移設工事に必要な作業道に申請地を供すべく一時転用の申請をするものです。
	申請年月日は、令和3年9月6日、同日農業委員会受付となっております。
	次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して資材リース料に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

私も同行して調査しましたが特段の意見はありません、同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から何か意見を預かっていますか。

2番

特段ありません。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

3番

携帯基地局の位置は道路に接する事はできなかったのでしょうか。

事務局

申請地に接した道路沿いに既設の電柱があるため、携帯基地局建設に干渉する為、配置を調整したとの事です。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号非農地判定について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長代理

それでは議案第3号非農地判定について、ご説明いたします。

【資料に基づき説明】

説明は以上です。なお、詳細については、担当からご説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号非農地判定について、補足説明いたします。

今回の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区および名栗地区において、要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は2筆、68㎡の内、2筆、68㎡が、非農地判定となる農地となります。

続いて、今回の判定方法をご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(4)のAであって、山林や原野の様相を呈しており開墾等の作業を要しなければ農地の復旧が困難な状況にある事、又は同イであって、周囲のその他の状況から農地として復元しても継続して農地利用することができないと見込まれること。

以上のA・イのいずれかに該当する場合は非農地とする事ができます。

今回、意向確認書が提出された農地2筆、68㎡については、山林又は原野の様相を呈しており、開墾が必要な継続的営農が困難な土地であり、周辺への影響が考えられず、非農地判定の基準を満たしています。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。ご報告いただきたいと思います。

まず名栗地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。

4番

議案第3号非農地判定について、9月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。事務局の説明と相違ありません。

議長

同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員から何か意見を預かっていますか。

4 番	特段ございません。
議長	続いて原市場地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6 番	議案第 3 号非農地判定について、9 月 22 日現地調査しましたので、その状況を報告します。事務局の説明と相違ありません。
議長	同行して調査していただきました大野忠司推進委員から何か意見を預かっていますか。
6 番	特段ございません。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成・賛成多数でございますので、本件については非農地とすることといたします。 続きまして、議案第 4 号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局長代理	議案第 4 号農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。 本案件につきましては、申出者の事由により取り下げがございました。 整理番号は 1 件でございますので、議案第 4 号農用地利用集積計画（案）については取り下げとなります。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局より説明がありましたとおり、議案第 4 号農用地利用集積計画（案）については取り下げとなりました。 続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の規定による許可の取消について、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による農地転用届出について、報告第 3 号農地法第 18 条の規定による合意解約についてご確認いただき、質問等あればお願いいたします。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p> <p>以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を柏崎会長職務代理をお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和3年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>